

建設環境委員会資料

1 条例案	
(1) 島根県手数料条例の一部を改正する条例	……………P1
(2) 島根県建築基準法施行条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	……………P21
2 一般事件案	
(1) 県の行う建設事業に対する市町村の負担について	……………P28
3 予算案	
(1) 令和4年度土木部9月補正予算案について	……………P29
4 報告事項	
(1) 新型コロナウイルス感染症に伴う業務見直しについて	……………P38
(2) 島根県土木部の取組(県土整備事務所等版)の作成・公表について	……………P39
(3) 益田市高津川かわまちづくり計画について	……………P44

令和4年9月30日・10月3日

土木部

島根県手数料条例の一部を改正する条例 (長期優良住宅の普及の促進に関する法律認定事務手数料関係)

1 改正の理由

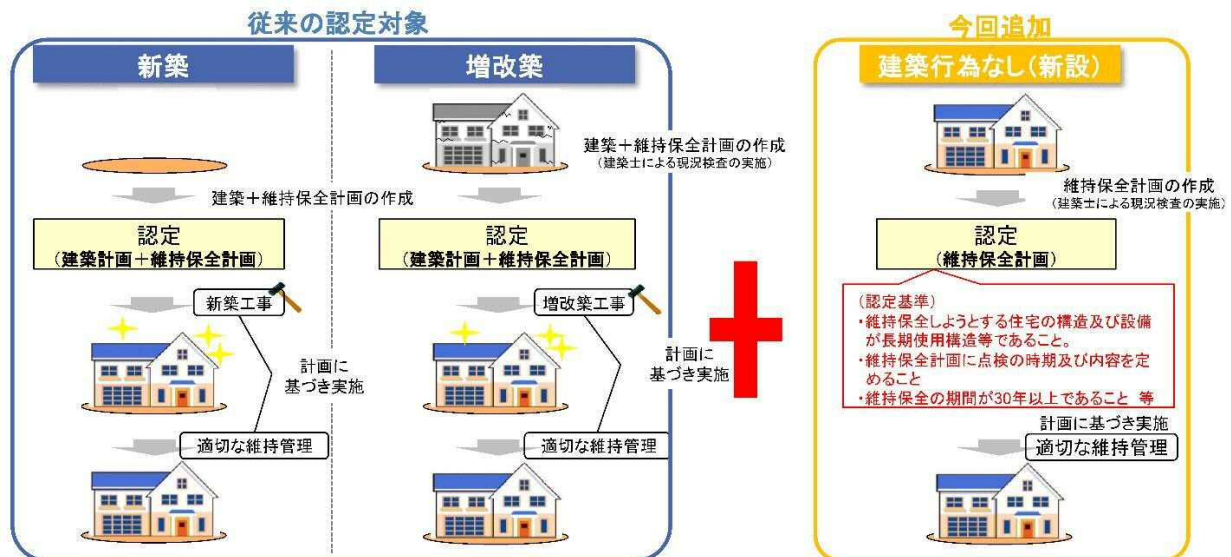
長期優良住宅法（長期優良住宅の普及の促進に関する法律）の一部改正に伴い、県が実施する認定事務が追加となることから、手数料の新設に係る改正を行う必要がある。

2 制度の概要

長期優良住宅法に基づく認定制度であり、建築計画及び維持保全計画を作成し、認定基準に適合している住宅については、所管行政庁の認定を受けることができる。認定を受けることで税制・融資の優遇措置や補助制度の適用が可能となる。

3 改正の内容

現行の認定制度は建築行為を前提とし、建築行為の前にあらかじめ認定を受ける仕組みであるため、既存住宅については、一定の性能を有するものであっても、建築行為を行わない限り認定を取得することができなかった。法改正により、優良な既存住宅について、建築行為時でなくとも認定できる仕組みが創設されたことから、建築行為のない一定の性能を有する既存住宅の認定に係る手数料を新設する。



4 新たに設定する手数料

既存住宅（建築行為なし）の認定申請に係る手数料（別紙1）

- ※1 手数料は国交省が示す「認定業務に係る所要時間の参考例」を基に算出
- ※2 既存住宅の認定に係る所要時間は、増改築の認定に係る所要時間と同じ

5 施行期日

公布の日から施行する。

(参照条文) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 新旧対照表

新	旧
<p><u>(長期優良住宅建築等計画等の認定)</u></p> <p>第五条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 住宅 (区分所有住宅を除く。以下この項において同じ。)のうちその構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められるものについて当該住宅の所有者その他当該住宅の維持保全の権原を有する者 (以下この項において「所有者等」という。)において長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合には、当該所有者等は、国土交通省令で定めるところにより、当該住宅の維持保全に関する計画 (以下「長期優良住宅維持保全計画」という。)を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p> <p>7 区分所有住宅のうちその構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められるものについて当該区分所有住宅の管理者等において長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合には、当該管理者等は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅維持保全計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p> <p>8 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 住宅の位置</p> <p>二 住宅の構造及び設備</p> <p>三 住宅の規模</p> <p>四 第一項、第二項又は第五項の長期優良住宅建築等計画にあつては、次に掲げる事項イ・ロ (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 <u>長期優良住宅維持保全計画</u>にあつては、次に掲げる事項</p> <p>イ <u>当該認定後の住宅の維持保全の方法及び期間</u></p> <p>ロ <u>当該認定後の住宅の維持保全に係る資金計画</u></p> <p>七 (略)</p>	<p><u>(長期優良住宅建築等計画の認定)</u></p> <p>第五条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>6 長期優良住宅建築等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 <u>建築をしようとする住宅の位置</u></p> <p>二 <u>建築をしようとする住宅の構造及び設備</u></p> <p>三 <u>建築をしようとする住宅の規模</u></p> <p>四 第一項、第二項又は前項の長期優良住宅建築等計画にあつては、次に掲げる事項イ・ロ (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>六 (略)</p>

長期優良住宅 認定申請手数料

当初計画の認定申請【法第5条第1項から第7項の申請】

申請区分		認定申請手数料	
		住宅性能評価機関の 事前審査なし	住宅性能評価機関の 事前審査あり (確認書 ^{注2} 又は住宅性能 評価書 ^{注3} の添付あり)
新築しようとする場合	一戸建ての住宅 ^{注1}	45,000 円	12,000 円
	共同住宅等		
	500 m ² 以下	104,000 円	22,000 円
	500 m ² 超 1,000 m ² 以下	164,000 円	36,000 円
	1,000 m ² 超 3,000 m ² 以下	325,000 円	59,000 円
	3,000 m ² 超 5,000 m ² 以下	583,000 円	95,000 円
	5,000 m ² 超 10,000 m ² 以下	1,002,000 円	145,000 円
	10,000 m ² 超 20,000 m ² 以下	1,825,000 円	242,000 円
	20,000 m ² 超 30,000 m ² 以下	2,608,000 円	306,000 円
30,000 m ² 超	3,195,000 円	348,000 円	
既存住宅に増改築しようとする場合 又は 建築行為を伴わない既存住宅の維持保全をしようとする場合	一戸建ての住宅 ^{注1}	67,000 円	18,000 円
	共同住宅等		
	500 m ² 以下	157,000 円	33,000 円
	500 m ² 超 1,000 m ² 以下	248,000 円	53,000 円
	1,000 m ² 超 3,000 m ² 以下	489,000 円	89,000 円
	3,000 m ² 超 5,000 m ² 以下	875,000 円	142,000 円
	5,000 m ² 超 10,000 m ² 以下	1,505,000 円	217,000 円
	10,000 m ² 超 20,000 m ² 以下	2,739,000 円	363,000 円
	20,000 m ² 超 30,000 m ² 以下	3,913,000 円	459,000 円
30,000 m ² 超	4,793,000 円	521,000 円	

注1 住宅の用途以外の用途に供する部分を有しない専用住宅に限る。併用住宅は共同住宅等の手数料を適用する。

注2 新築しようとする場合又は建築行為を伴わない既存住宅の維持保全をしようとする場合に限る。

注3 長期使用構造等である旨の記載があるものに限る。

(余白)

島根県手数料条例新旧対照表

改正後	改正前																		
<p style="text-align: center;">島根県手数料条例</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 平成12年3月17日 島根県条例第5号 </div> <p>第1条～第7条　〔略〕</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">附　則　〔略〕</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">手数料の種別</th> <th style="width: 60%;">手数料を納めなければならない者</th> <th style="width: 25%;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">1～64　〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">64の2　長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料</td> <td style="vertical-align: top;">(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（以下この項において「<u>建築等計画</u>」という。）の認定（以下この項において「<u>建築等計画の認定</u>」という。）又は同条第6項及び第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画（以下この項において「<u>維持保全計画</u>」という。）の認定（以下この項において「<u>維持保全計画の認定</u>」という。）を受けよ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手数料の種別	手数料を納めなければならない者	手数料の額	1～64　〔略〕			64の2　長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（以下この項において「 <u>建築等計画</u> 」という。）の認定（以下この項において「 <u>建築等計画の認定</u> 」という。）又は同条第6項及び第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画（以下この項において「 <u>維持保全計画</u> 」という。）の認定（以下この項において「 <u>維持保全計画の認定</u> 」という。）を受けよ		<p>第1条　〔略〕</p> <p style="text-align: center;">（手数料の納付及び額）</p> <p>第2条　別表の中欄に掲げる者は、手数料を納付しなければならない。この場合において、当該手数料の金額は、同表の右欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ同欄に定める額とする。</p> <p>第3条～第7条　〔略〕</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">附　則　〔略〕</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">手数料の種別</th> <th style="width: 60%;">手数料を納めなければならない者</th> <th style="width: 25%;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">1～64　〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">64の2　長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料</td> <td style="vertical-align: top;">(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（以下この項において「<u> 計画</u>」という。）の認定（以下この項において「<u> 計画の認定</u>」 _____ _____ _____ _____ _____という。）を受けよ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手数料の種別	手数料を納めなければならない者	手数料の額	1～64　〔略〕			64の2　長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（以下この項において「 <u> 計画</u> 」という。）の認定（以下この項において「 <u> 計画の認定</u> 」 _____ _____ _____ _____ _____という。）を受けよ	
手数料の種別	手数料を納めなければならない者	手数料の額																	
1～64　〔略〕																			
64の2　長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（以下この項において「 <u>建築等計画</u> 」という。）の認定（以下この項において「 <u>建築等計画の認定</u> 」という。）又は同条第6項及び第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画（以下この項において「 <u>維持保全計画</u> 」という。）の認定（以下この項において「 <u>維持保全計画の認定</u> 」という。）を受けよ																		
手数料の種別	手数料を納めなければならない者	手数料の額																	
1～64　〔略〕																			
64の2　長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（以下この項において「 <u> 計画</u> 」という。）の認定（以下この項において「 <u> 計画の認定</u> 」 _____ _____ _____ _____ _____という。）を受けよ																		

うとする者

ア 建築等計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び次号において同じ。）の場合

45,000円（確認書又は住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書をいう。以下この号及び次号において「確認書等」という。）の提出がある場合には、12,000円）

イ 建築等計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号及び次号において同じ。）の場合

(ア) [略]

104,000円（確認書等の提出がある場合には、22,000円）を認定

うとする者

ア _____ 計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び次号において同じ。）の場合

45,000円（確認書又は住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書をいう。以下この号及び次号において同じ）の提出がある場合には、12,000円）

イ _____ 計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号及び次号において同じ。）の場合

(ア) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの

104,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合には、22,000円）を認定

	<p>申請数（1の共同住宅等（区分所有住宅（法第5条第1項に規定する区分所有住宅をいう。以下この号及び次号において同じ。）を除く。）に係る住戸について行われる<u>建築等計画の認定の申請の数</u>をいう。以下このイにおいて同じ。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。以下このイにおいて同じ。）</p> <p>(イ) [略]</p> <p>164,000円（<u>確認書等</u> _____ の提出がある場合にあっては、36,000円）を認定申請数で除して得た額</p>		<p>申請数（1の共同住宅等（区分所有住宅（法第5条第1項に規定する区分所有住宅をいう。以下この号及び次号において同じ。）を除く。）に係る住戸について行われる _____ <u>計画の認定の申請の数</u>をいう。以下この号において同じ。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。以下この号において同じ。）</p> <p>(イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</p> <p>164,000円（<u>確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、36,000円</u>）を認定申請数で除して得た額</p>
--	---	--	--

	(ウ) [略]	325,000円 (<u>確認書等</u> _____の提出がある場合にあつては、59,000円)を認定申請数で除して得た額	(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	325,000円 (<u>確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあつては、59,000円)を認定申請数で除して得た額</u>
	(エ) [略]	583,000円 (<u>確認書等</u> _____の提出がある場合にあつては、95,000円)を認定申請数で除して得た額	(エ) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	583,000円 (<u>確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあつては、95,000円)を認定申請数で除して得た額</u>
	(オ) [略]	1,002,000円 (<u>確認書等</u> _____の提出がある場合にあつては、145,000円)を認定申請数で除して得た額	(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,002,000円 (<u>確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあつては、145,000円)を認定申請数で除して得た額</u>
	(カ) [略]	1,825,000円 (<u>確認書等</u> _____の提出がある場合にあつては、242,000円)を認定申請数で除して得た額	(カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1,825,000円 (<u>確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあつては、242,000円)を認定申請数で除して得た額</u>

(キ) [略]	2,608,000 円(確認書 等 _____の 提出がある 場合にあっ ては、 306,000 円)を認定 申請数で除 して得た額	(キ) 床面積の合計が 20,000平方メートル を超え30,000平方メ ートル以内のもの	2,608,000 円(確認書 又は住宅性 能評価書の 提出がある 場合にあっ ては、 306,000 円)を認定 申請数で除 して得た額
(ク) [略]	3,195,000 円(確認書 等 _____の 提出がある 場合にあっ ては、 348,000 円)を認定 申請数で除 して得た額	(ク) 床面積の合計が 30,000平方メートル を超えるもの	3,195,000 円(確認書 又は住宅性 能評価書の 提出がある 場合にあっ ては、 348,000 円)を認定 申請数で除 して得た額
ウ <u>建築等計画の認定を受 けようとする住宅が増築 し、若しくは改築しよ うとする一戸建ての住宅の 場合又は維持保全計画の 認定を受けようとする住 宅が一戸建ての住宅の場 合</u>	67,000円 (確認書等 の提出があ る場合に あつては、 18,000円)	ウ _____計画の認定を受 けようとする住宅が増築 し、又は_____改築しよ うとする一戸建ての住宅の 場合_____	67,000円 (確認書 の提出があ る場合に あつては、 18,000円)
エ <u>建築等計画の認定を受 けようとする住宅が増築 し、若しくは改築しよ うとする共同住宅等の場合 又は維持保全計画の認定 を受けようとする住宅が 共同住宅等の場合</u>		エ _____計画の認定を受 けようとする住宅が増築 し、又は_____改築しよ うとする共同住宅等の場合 _____	
(ア) [略]	157,000円 (確認書等 の提出があ る場合に あつては、	(ア) 床面積の合計が500 平方メートル以内の もの	157,000円 (確認書 の提出があ る場合に あつては、

	33,000円) を認定申請 数(1の共 同住宅等 (区分所有 住宅を除 く。)に係 る住戸につ いて行われ る建築等計 画の認定又 は維持保全 計画の認定 の申請の数 をいう。以 下このエに おいて同 じ。)で除 して得た額 (100円未 満の端数が あるとき は、これを 切り捨てた 額とする。 以下このエ において同 じ。)		33,000円) を認定申請 数_____
(イ) [略]	248,000円 (確認書等 の提出があ る場合にあ っては、 53,000円) を認定申請 数で除して 得た額	(イ) 床面積の合計が500 平方メートルを超え 1,000平方メートル以 内のもの	_____で除 して得た額 _____
(ウ) [略]	489,000円 (確認書等 の提出があ る場合にあ っては、	(ウ) 床面積の合計が 1,000平方メートルを 超え3,000平方メート ル以内のもの	_____

		89,000円) を認定申請 数で除して 得た額			89,000円) を認定申請 数で除して 得た額
(エ)	[略]	875,000円 (<u>確認書等</u> の提出があ る場合にあ っては、 142,000 円)を認定 申請数で除 して得た額		(エ)	床面積の合計が 3,000平方メートルを 超え5,000平方メー トル以内のもの 875,000円 (<u>確認書</u> の提出があ る場合にあ っては、 142,000 円)を認定 申請数で除 して得た額
(オ)	[略]	1,505,000 円(<u>確認書</u> 等の提出が ある場合に あっては、 217,000 円)を認定 申請数で除 して得た額		(オ)	床面積の合計が 5,000平方メートルを 超え10,000平方メー トル以内のもの 1,505,000 円(<u>確認書</u> の提出が ある場合に あっては、 217,000 円)を認定 申請数で除 して得た額
(カ)	[略]	2,739,000 円(<u>確認書</u> 等の提出が ある場合に あっては、 363,000 円)を認定 申請数で除 して得た額		(カ)	床面積の合計が 10,000平方メートル を超え20,000平方メ ートル以内のもの 2,739,000 円(<u>確認書</u> の提出が ある場合に あっては、 363,000 円)を認定 申請数で除 して得た額
(キ)	[略]	3,913,000 円(<u>確認書</u> 等の提出が ある場合に あっては、 459,000 円)を認定 申請数で除 して得た額		(キ)	床面積の合計が 20,000平方メートル を超え30,000平方メ ートル以内のもの 3,913,000 円(<u>確認書</u> の提出が ある場合に あっては、 459,000 円)を認定 申請数で除 して得た額
(ク)	[略]	4,793,000 円(<u>確認書</u>		(ク)	床面積の合計が 30,000平方メートル 4,793,000 円(<u>確認書</u>

	等の提出がある場合にあっては、521,000円)を認定申請数で除して得た額		を超えるもの	の提出がある場合にあっては、521,000円)を認定申請数で除して得た額
(2) 法第8条1項の規定に基づく建築等計画の変更の認定(以下この項において「建築等計画の変更の認定」という。)又は同項の規定に基づく維持保全計画の変更の認定(以下この項において「維持保全計画の変更の認定」という。)を受けようとする者(第4号に掲げる者を除く。)			(2) 法第8条1項の規定に基づく計画の変更の認定(以下この項において「計画の変更の認定」という。)を受けようとする者(第4号に掲げる者を除く。)	
ア 建築等計画の変更の認定を受けようとする住宅が(1)のアの建築等計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合	23,000円 (変更後の建築等計画に係る確認書等の提出がある場合にあっては、6,000円)		ア 計画の変更の認定を受けようとする住宅が(1)のアの計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合	23,000円 (変更後の計画に係る確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、6,000円)
イ 建築等計画の変更の認定を受けようとする住宅が(1)のイの建築等計画の認定を受けた共同住宅等の場合			イ 計画の変更の認定を受けようとする住宅が(1)のイの計画の認定を受けた共同住宅等の場合	
(7) 建築等計画の変更の認定に係る住戸が属する1の建築物の当該建築等計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該建築等計画の変更に係る部分のうち	104,000円 (変更後の建築等計画に係る確認書等の提出がある場合にあっては、		(7) 計画の変更の認定に係る住戸が属する1の建築物の当該計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分のうち	104,000円 (変更後の計画に係る確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、

床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下このイにおいて「変更に係る床面積の合計」という。）が500平方メートル以内のもの

22,000円）
 を変更認定申請数（1の共同住宅等（区分所有住宅を除く。）に係る住戸について行われる建築等計画の変更の認定の申請の数をいう。以下このイにおいて同じ。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。以下このイにおいて同じ。）

(イ) 〔略〕

164,000円
 （変更後の建築等計画に係る確認書等

の提出がある場合にあつては、36,000円）
 を変更認定申請数で除して得た額

(ウ) 〔略〕

325,000円
 （変更後の建築等計画

床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この項において「変更に係る床面積の合計」という。）が500平方メートル以内のもの

22,000円）
 を変更認定申請数（1の共同住宅等（区分所有住宅を除く。）に係る住戸について行われる 計画の変更の認定の申請の数をいう。以下この号において同じ。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。以下この号において同じ。）

(イ) 変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの

164,000円
 （変更後の 計画に係る確認書又は住宅性能評価書

の提出がある場合にあつては、36,000円）
 を変更認定申請数で除して得た額

(ウ) 変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方

325,000円
 （変更後の 計画

		に係る確認書等		メートル以内のもの	に係る確認書又は住宅性能評価書
		の提出がある場合にあつては、			の提出がある場合にあつては、
		59,000円)			59,000円)
		を変更認定申請数で除して得た額			を変更認定申請数で除して得た額
(エ)	[略]	583,000円	(エ)	変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	583,000円
		(変更後の建築等計画に係る確認書等			(変更後の計画に係る確認書又は住宅性能評価書
		の提出がある場合にあつては、			の提出がある場合にあつては、
		95,000円)			95,000円)
		を変更認定申請数で除して得た額			を変更認定申請数で除して得た額
(オ)	[略]	1,002,000円	(オ)	変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,002,000円
		(変更後の建築等計画に係る確認書等			(変更後の計画に係る確認書又は住宅性能評価書
		の提出がある場合にあつては、			の提出がある場合にあつては、
		145,000円)			145,000円)
		を変更認定申請数で除して得た額			を変更認定申請数で除して得た額
(カ)	[略]	1,825,000円	(カ)	変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1,825,000円
		(変更後の建築等計画に係る確認書等			(変更後の計画に係る確認書又は住

	<p>__の提出がある場合にあっては、 242,000円)を変更認定申請数で除して得た額</p>		<p>宅性能評価書の提出がある場合にあっては、 242,000円)を変更認定申請数で除して得た額</p>
(キ) [略]	<p>2,608,000円(変更後の建築等計画に係る確認書等</p>	(キ) 変更に係る床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	<p>2,608,000円(変更後の__計画に係る確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、 306,000円)を変更認定申請数で除して得た額</p>
	<p>__の提出がある場合にあっては、 306,000円)を変更認定申請数で除して得た額</p>		<p>306,000円)を変更認定申請数で除して得た額</p>
(ク) [略]	<p>3,195,000円(変更後の建築等計画に係る確認書等</p>	(ク) 変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	<p>3,195,000円(変更後の__計画に係る確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、 348,000円)を変更認定申請数で除して得た額</p>
	<p>__の提出がある場合にあっては、 348,000円)を変更認定申請数で除して得た額</p>		<p>348,000円)を変更認定申請数で除して得た額</p>
ウ 建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定を受けようとする住宅が(1)のウの建築等計画の認定又は維持保全	<p>34,000円(変更後の建築等計画又は維持保全計画(以</p>	ウ _____計画の変更の認定を受けようとする住宅が(1)のウの_____	<p>34,000円(変更後の__計画</p>

<p>計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合</p>	<p>下この号において「変更後の計画」という。)に係る確認書等の提出がある場合には、9,000円)</p>	<p>計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合</p>	<p>に係る確認書の提出がある場合には、9,000円)</p>
<p>エ 建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定を受けようとする住宅が(1)のエの建築等計画の認定又は維持保全計画の認定を受けた共同住宅等の場合</p>	<p></p>	<p>エ _____ 計画の変更の認定を受けようとする住宅が(1)のエの _____ 計画の認定を受けた共同住宅等の場合</p>	<p></p>
<p>(7) 建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定に係る住戸が属する1の建築物の当該建築等計画又は当該維持保全計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該建築等計画又は当該維持保全計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下このエにおいて「変更に係る床面積の合計」という。)が500平方メートル以内のもの</p>	<p>157,000円 (変更後の計画に係る確認書等の提出がある場合には、33,000円) を変更認定申請数(1の共同住宅等(区分所有住宅を除く。)に係る住戸について行われる建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定の申請の数をいう。以下このエにおいて同</p>	<p>(7) 変更に係る床面積の合計 _____ が500平方メートル以内のもの</p>	<p>157,000円 (変更後の計画に係る確認書の提出がある場合には、33,000円) を変更認定申請数 _____</p>

	じ。)で除して得た額 (100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。以下このエにおいて同じ。)		で除して得た額
(イ) [略]	248,000円 (変更後の計画に係る <u>確認書等</u> の提出がある場合にあっては、53,000円)を 変更認定申請数で除して得た額	(イ) 変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	248,000円 (変更後の計画に係る <u>確認書</u> の提出がある場合にあっては、53,000円)を 変更認定申請数で除して得た額
(ウ) [略]	489,000円 (変更後の計画に係る <u>確認書等</u> の提出がある場合にあっては、89,000円)を 変更認定申請数で除して得た額	(ウ) 変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	489,000円 (変更後の計画に係る <u>確認書</u> の提出がある場合にあっては、89,000円)を 変更認定申請数で除して得た額
(エ) [略]	875,000円 (変更後の計画に係る <u>確認書等</u> の提出がある場合にあっては、142,000円)を 変更	(エ) 変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	875,000円 (変更後の計画に係る <u>確認書</u> の提出がある場合にあっては、142,000円)を 変更

		認定申請数 で除して得 た額			認定申請数 で除して得 た額
(オ)	[略]	1,505,000 円(変更後 の計画に係 る <u>確認書等</u> の提出があ る場合にあ っては、 217,000 円)を変更 認定申請数 で除して得 た額	(カ)	変更に係る床面積の 合計が5,000平方メー トルを超え10,000平方 メートル以内のもの	1,505,000 円(変更後 の計画に係 る <u>確認書</u> の提出があ る場合にあ っては、 217,000 円)を変更 認定申請数 で除して得 た額
(カ)	[略]	2,739,000 円(変更後 の計画に係 る <u>確認書等</u> の提出があ る場合にあ っては、 363,000 円)を変更 認定申請数 で除して得 た額	(カ)	変更に係る床面積の 合計が10,000平方メー トルを超え20,000平方 メートル以内のもの	2,739,000 円(変更後 の計画に係 る <u>確認書</u> の提出があ る場合にあ っては、 363,000 円)を変更 認定申請数 で除して得 た額
(キ)	[略]	3,913,000 円(変更後 の計画に係 る <u>確認書等</u> の提出があ る場合にあ っては、 459,000 円)を変更 認定申請数 で除して得 た額	(キ)	変更に係る床面積の 合計が20,000平方メー トルを超え30,000平方 メートル以内のもの	3,913,000 円(変更後 の計画に係 る <u>確認書</u> の提出があ る場合にあ っては、 459,000 円)を変更 認定申請数 で除して得 た額
(ク)	[略]	4,793,000 円(変更後 の計画に係	(ク)	変更に係る床面積の 合計が30,000平方メー トルを超えるもの	4,793,000 円(変更後 の計画に係

	<p>る確認書等の提出がある場合にあつては、521,000円)を変更新認定申請数で除して得た額</p> <p>建築等計画の認定を受けようとする住宅又は建築等計画の変更の認定を受けようとする住宅の床面積の合計及び昇降機の数に応じて島根県建築基準法施行条例(昭和48年島根県条例第20号)第11条及び第13条の規定の例により算出した額(工作物を築造する場合にあつては当該工作物の数に応じて同条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額を、構造計算適合</p>		<p>る確認書の提出がある場合にあつては、521,000円)を変更新認定申請数で除して得た額</p> <p>計画</p> <p>(3) 法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けようとする者</p> <p>計画</p> <p>の認定を受けようとする住宅又は計画の変更の認定を受けようとする住宅の床面積の合計及び昇降機の数に応じて島根県建築基準法施行条例(昭和48年島根県条例第20号)第11条及び第13条の規定の例により算出した額(工作物を築造する場合にあつては当該工作物の数に応じて同条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額を、構造計算適合</p>
(3) [略]			(3) 法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けようとする者

	<p>性判定を要する部分が含まれる場合にあっては当該部分の床面積の合計に応じて同条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額を加えた額)</p> <p>(4) <u>建築等計画の変更の認定</u> [略] (法第9条第1項及び第3項の規定によるものに限る。)を受けようとする者</p> <p>(5) 法第10条の規定に基づく [略] <u>建築等計画の認定又は維持保全計画の認定に基づく地位の承継の承認を受けようとする者</u></p> <p>(6) [略] [略]</p>			<p>性判定を要する部分が含まれる場合にあっては当該部分の床面積の合計に応じて同条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額を加えた額)</p> <p>(4) _____ 計画の変更の認定 3,000円 (法第9条第1項及び第3項の規定によるものに限る。)を受けようとする者</p> <p>(5) 法第10条の規定に基づく 3,000円 _____ 計画の認定に基づく地位の承継の承認を受けようとする者</p> <p>(6) [略] [略]</p>	
64の3～67 [略]			64の3～67 [略]		

第108号議案

**島根県建築基準法施行条例及び知事の権限に属する事務の
処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が令和4年5月31日に施行され、建築基準法の一部が改正された。これにより、関係条例について所要の改正を行う必要がある。

2 条例の概要

(1) 島根県建築基準法施行条例の一部改正

建築基準法の一部改正に伴う引用する条項の整理

(2) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

ア 権限移譲の考え方

特定行政庁は、原則的に建築が禁止されている事項について、周囲の環境等に支障がない等と認めるものについて建築の許可を行っている。

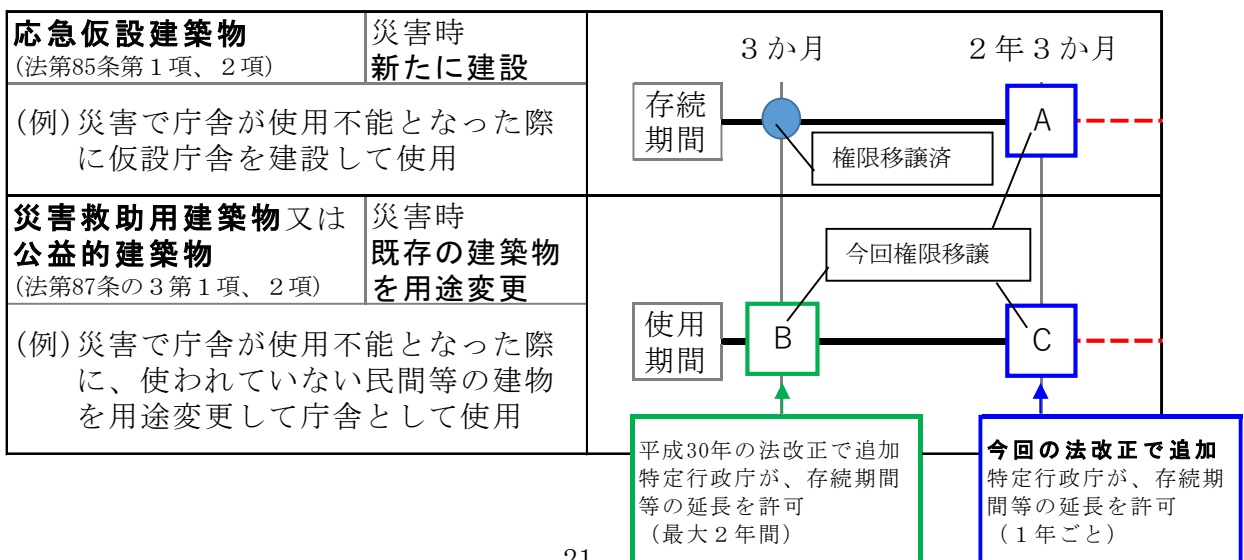
この場合、市町における都市計画に影響を及ぼすことがないよう、市町と調整を図るため、用途地域等における建築等の許可に係る申請の受理権限を移譲している。

イ 改正の概要

3の図中A及びCの許可に係る申請の受理事務について、都市計画区域を有する市町(特定行政庁である松江市及び出雲市を除く。以下同じ。)に権限移譲する。

また、3の図中Bについては、平成30年の建築基準法の改正により設けられたもので、近年の全国各地で発生する災害の激甚化に鑑みて、この度の法改正に併せてその申請の受理事務について、都市計画区域を有する市町に権限移譲する。

3 改正の概要



4 施行期日

公布の日から施行する。

(参照条文) 建築基準法 新旧対照表

新	旧
<p>(仮設建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第八十五条 非常災害があつた場合において、非常災害区域等（非常災害が発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものをいう。第八十七条の三第一項において同じ。）内においては、災害により破損した建築物の応急の修繕又は次の各号のいずれかに該当する応急仮設建築物の建築でその災害が発生した日から一月以内にその工事に着手するものについては、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、防火地域内に建築する場合については、この限りでない。</p> <p>一 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するもの</p> <p>二 被災者が自ら使用するために建築するもので延べ面積が三十平方メートル以内のもの</p> <p>2 災害があつた場合において建築する停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物又は工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物については、第六条から第七条の六まで、第十二条第一項から第四項まで、第十五条、第十八条（第二十五項を除く。）、第十九条、第二十一条から第二十三条まで、第二十六条、第三十一条、第三十三条、第三十四条第二項、第三十五条、第三十六条（第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十一条、第三十三条、第三十四条第二項及び第三十五条に係る部分に限る。）、第三十七条、第三十九条及び第四十条の規定並びに第三章の規定は、適用しない。ただし、防火地域又は準防火地域内にある延べ面積が五十平方メートルを超えるものについては、第六十二条の規定の適用があるものとする。</p> <p>3 前二項の応急仮設建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後三月を超えて当該建築物を存続させようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの</p>	<p>(仮設建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第八十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>

新	旧
<p>間は、なお当該建築物を存続させることができる。</p> <p>4 特定行政庁は、前項の許可の申請があつた場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、二年以内の期間を限つて、その許可をすることができる。</p> <p>5 特定行政庁は、被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により前項に規定する期間を超えて使用する特別の必要がある応急仮設建築物について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の規定による許可の期間を延長することができる。被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により当該延長に係る期間を超えて使用する特別の必要がある応急仮設建築物についても、同様とする。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 特定行政庁は、第五項の規定により許可の期間を延長する場合又は前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。ただし、<u>官公署、病院、学校その他の公益上特に必要なものとして国土交通省令で定める用途に供する応急仮設建築物について第五項の規定により許可の期間を延長する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和)</p> <p>第八十七条の三 非常災害があつた場合において、非常災害区域等内にある建築物の用途を変更して災害救助用建築物(住宅、病院その他これらに類する建築物で、国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために使用するものをいう。以下この条及び第一百一条第一項第十六号において同じ。)として使用するとき(その災害が発生した日から一月以内に当該用途の変更に着手するときに限る。)における当該災害救助用建築物については、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、非常災害区域等のうち防火地域内にある建築物については、この限りでない。</p> <p>2 災害があつた場合において、建築物の用途を変更して公益的建築物(学校、集会場その他これらに類する公益上必要な用途に供する建築物をいう。以下この条及び第一百一条第一項第十六号において同じ。)として使用するときにおける当該公益的建築物については、</p>	<p>4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 特定行政庁は、<u>前項</u>の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。</p> <p>(建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和)</p> <p>第八十七条の三 非常災害があつた場合において、非常災害区域等内にある建築物の用途を変更して災害救助用建築物(住宅、病院その他これらに類する建築物で、国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために使用するものをいう。<u>第三項</u>及び第一百一条第一項第十六号において同じ。)として使用するとき(その災害が発生した日から一月以内に当該用途の変更に着手するときに限る。)における当該災害救助用建築物については、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、非常災害区域等のうち防火地域内にある建築物については、この限りでない。</p> <p>2 災害があつた場合において、建築物の用途を変更して公益的建築物(学校、集会場その他これらに類する公益上必要な用途に供する建築物をいう。<u>次項</u>及び第一百一条第一項第十六号において同じ。)として使用するときにおける当該公益的建築物については、第十二</p>

新	旧
<p>第十二条第一項から第四項まで、第二十一条、第二十二條、第二十六條、第三十條、第三十四條第二項、第三十五條、第三十六條（第二十一條、第二十六條、第三十四條第二項及び第三十五條に係る部分に限る。）、第三十九條、第四十條、第三章並びに第八十七條第一項及び第二項の規定は、適用しない。</p> <p>3 建築物の用途を変更して第一項の災害救助用建築物又は前項の公益的建築物とした者は、その用途の変更を完了した後三月を超えて当該建築物を引き続き災害救助用建築物又は公益的建築物として使用しようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、当該建築物を引き続き災害救助用建築物又は公益的建築物として使用することができる。</p> <p>4 特定行政庁は、前項の許可の申請があつた場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、二年以内の期間を限つて、その許可をすることができる。</p> <p>5 特定行政庁は、被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により前項に規定する期間を超えて使用する特別の必要がある災害救助用建築物又は公益的建築物について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の規定による許可の期間を延長することができる。被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により当該延長に係る期間を超えて使用する特別の必要がある災害救助用建築物又は公益的建築物についても、同様とする。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 特定行政庁は、<u>第五項の規定により許可の期間を延長する場合又は前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。ただし、病院、学校その他の公益上特に必要なものとして国土交通省令で定める用途に供する災害救助用建築物又は公益的建築物について第五項の規定により許可の期間を延長する場合は、この限りでない。</u></p>	<p>条第一項から第四項まで、第二十一条、第二十二條、第二十六條、第三十條、第三十四條第二項、第三十五條、第三十六條（第二十一條、第二十六條、第三十四條第二項及び第三十五條に係る部分に限る。）、第三十九條、第四十條、第三章並びに第八十七條第一項及び第二項の規定は、適用しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 特定行政庁は、<u>前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。</u></p>

島根県建築基準法施行条例新旧対照表

(第1条関係)

改正後	改正前																								
<p>島根県建築基準法施行条例</p> <p style="text-align: center;">〔昭和48年3月27日〕 〔島根県条例第20号〕</p> <p>第1条～第16条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">附 則 〔略〕</p> <p>別表第1～別表第3 〔略〕</p> <p>別表第4 (第11条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">1～31 〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;">32 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可を受けようとする者</td> <td style="width: 20%;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>32の2 法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可を受けようとする者</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td colspan="2">33～39 〔略〕</td> </tr> <tr> <td>40 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等としての使用の許可を受けようとする者</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>41 法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等としての使用の許可を受けようとする者</td> <td>〔略〕</td> </tr> </table> <p>備考 〔略〕</p> <p>別表第5 〔略〕</p>	1～31 〔略〕		32 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可を受けようとする者	〔略〕	32の2 法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可を受けようとする者	〔略〕	33～39 〔略〕		40 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等としての使用の許可を受けようとする者	〔略〕	41 法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等としての使用の許可を受けようとする者	〔略〕	<p>第1条～第10条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(手数料)</p> <p>第11条 別表第4の左欄に掲げる者(市長若しくは市の建築主事に対して申請しようとする者又は島根県を除く。)は、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>第12条～第16条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">附 則 〔略〕</p> <p>別表第1～別表第3 〔略〕</p> <p>別表第4 (第11条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">1～31 〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;">32 法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可を受けようとする者</td> <td style="width: 20%;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>32の2 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可を受けようとする者</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td colspan="2">33～39 〔略〕</td> </tr> <tr> <td>40 法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等としての使用の許可を受けようとする者</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>41 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等としての使用の許可を受けようとする者</td> <td>〔略〕</td> </tr> </table> <p>備考 〔略〕</p> <p>別表第5 〔略〕</p>	1～31 〔略〕		32 法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可を受けようとする者	〔略〕	32の2 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可を受けようとする者	〔略〕	33～39 〔略〕		40 法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等としての使用の許可を受けようとする者	〔略〕	41 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等としての使用の許可を受けようとする者	〔略〕
1～31 〔略〕																									
32 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可を受けようとする者	〔略〕																								
32の2 法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可を受けようとする者	〔略〕																								
33～39 〔略〕																									
40 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等としての使用の許可を受けようとする者	〔略〕																								
41 法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等としての使用の許可を受けようとする者	〔略〕																								
1～31 〔略〕																									
32 法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可を受けようとする者	〔略〕																								
32の2 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可を受けようとする者	〔略〕																								
33～39 〔略〕																									
40 法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等としての使用の許可を受けようとする者	〔略〕																								
41 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等としての使用の許可を受けようとする者	〔略〕																								

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

(第2条関係)

改正後		改正前	
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 〔平成11年12月21日〕 〔島根県条例第45号〕			
第1条 〔略〕		第1条 〔略〕	
第2条 〔略〕		(市町村が処理する事務) 第2条 次の表の左欄に掲げる知事の権限に属する事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。	
1～24 〔略〕		1～24 〔略〕	
25 〔略〕	〔略〕	25 建築基準法（以下この号において「法」という。） 島根県建築基準法施行条例（昭和48年島根県条例第20号。以下この号において「条例」という。） 並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(36) 〔略〕 (37) 法第85条第3項の規定による応急仮設建築物の存続に関する許可に係る申請の受理 〔新設〕 (38) 法第85条第5項又は第6項の規定による仮設興行場等の建築に関する許可に係る申請の受理 (39)～(49) 〔略〕 〔新設〕 〔新設〕 (50) 法第87条の3第5項の規定による建築物の用途を変更して興行場等としての使用の許可に係る申請	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、川本町、津和野町、吉賀町及び隠岐の島町（これらの市又は町の長が法第2条第35号に規定する特定行政庁として行うべき事務にあっては、当該市又は町を除く。）
(1)～(37) 〔略〕			
(38) 法第85条第5項の規定による応急仮設建築物の許可の期間の延長に係る申請の受理			
(39) 法第85条第6項又は第7項の規定による仮設興行場等の建築に関する許可に係る申請の受理			
(40)～(50) 〔略〕			
(51) 法第87条の3第3項の規定による建築物の用途を変更して災害救助用建築物又は公益的建築物としての引き続き使用の許可に係る申請の受理			
(52) 法第87条の3第5項の規定による災害救助用建築物又は公益的建築物の許可の期間の延長に係る申請の受理			
(53) 法第87条の3第6項の規定による建築物の用途を変更して興行場等としての使用の許可に係る申請			

<p>の受理</p> <p>(54) 法第87条の3第7項の規定による建築物の用途を変更して特別興行場等としての使用の許可に係る申請の受理</p> <p>(55)～(62) [略]</p>		<p>(51) 法第87条の3第6項の規定による建築物の用途を変更して特別興行場等としての使用の許可に係る申請の受理</p> <p>(52)～(59) [略]</p>	
<p>26～61 [略]</p>		<p>26～61 [略]</p>	
<p>備考 [略]</p> <p>附 則 [略]</p>		<p>備考 [略]</p> <p>附 則 [略]</p>	

県が行う建設事業に対する市町村の負担について

令和4年度建設事業市町村負担金負担率一覧表

分類	予 算 主管課	事 業 名		負担率現行 (事業費の内 事務費を除く)	見直し の有無	根 拠 法 令	
道梁 路事 橋業	道路維持課 道路建設課	県単道路整備事業		$\frac{1.5}{10}$	無	道路法(昭和27年法律第180号)第52条第1項	
砂 防 事 業	砂防課	急傾斜地崩壊 対策事業	大規模 斜面	公共施設、災害時要援 護者施設、避難関連に該 当するものについては、 右の負担率の各々2分 の1とする。	$\frac{1}{10}$	無	※家屋半壊以上の被害が あった場合 地方財政法(昭和23年法律 第109号)第27条第1項
			その他		$\frac{2}{10}$	無	
		災害関連緊急 急傾斜地崩壊 対策事業	大規模 斜面	公共施設、災害時要援 護者施設、避難関連に該 当するものについては、 右の負担率の各々2分 の1とする。	$\frac{1}{10} \left(\frac{0.5}{10} \right) ※$	無	
			その他		$\frac{2}{10} \left(\frac{1}{10} \right) ※$	無	
		県単急傾斜地 崩壊対策事業	通常		$\frac{1}{3}$	無	
			災害関連	公共施設、災害時要援 護者施設、避難関連に該 当するものについては、 右の負担率の2分の1と する。	$\frac{2}{10}$	無	
都市計 画事 業	都市計画課	街路事業		$\frac{0.75}{10}$	無	地方財政法(昭和23年法律 第109号)第27条第1項	
		県単街路事業		$\frac{1.5}{10}$	無		
都園 市事 公業		公園事業(施設)		$\frac{1}{10}$	無		
下 水 道 事 業	下水道 推進課	下水道事業		地 方 $\frac{1}{2}$ 負担の	無	下水道法(昭和33年法律第 79号)第31条の2第1項	
		県単下水道事業		$\frac{1}{2}$	無		

令和4年度土木部9月補正予算案について

1. 補正の概要

- (1) 道路や河川等の国庫補助事業や社会資本整備総合交付金事業等の国の予算内示に合わせた補正
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う補正
- (3) 翌年度以降にわたり執行が必要な事業に係る債務負担行為補正及び繰越明許費の設定

2. 歳出補正額

563 百万円

(注) 流域下水道事業会計を除く

うち一般会計 506 百万円

特別会計 57 百万円

3. 補正内容

(1) 歳出事業

1) 公共事業

【主な補正項目】

① 補助公共事業費 1,015 百万円

② 県単公共事業費 ▲350 百万円

③ 維持修繕費 ▲511 百万円

・社会資本整備総合交付金等の内示に伴う補正

④ 受託事業費 30 百万円

・市町村からの受託事業に係る補正

2) その他の事業

【主な補正項目】

- | | |
|--------------------------------|--------|
| ① 県立都市公園管理運営費 | 37 百万円 |
| ② 港湾管理事業費 | 10 百万円 |
| ③ ダム管理事業費 | 9 百万円 |
| ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための施設整備 | |
| ④ 県営住宅特別会計の予備費 | 8 百万円 |
| ・令和3年度決算の確定に伴う予備的経費の補正 | |
| ⑤ 県営住宅特別会計の公債費 | 51 百万円 |
| ・公債費の繰上償還に伴う補正 | |
| ⑥ 職員給与費 | 89 百万円 |
| ・人事異動後の現員現給の反映 | |

(2) 債務負担行為補正 13,555 百万円 (注) 流域下水道事業会計を除く

うち追加分 7,012 百万円

変更分 6,543 百万円

- ・道路や河川事業等における事業進捗や計画変更に伴う追加及び変更

(3) 繰越明許費 90 百万円

- ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う資材入手困難により、年度内での調達が困難なことが既に明らかな空港用除雪車の繰越明許費の設定

(4) 流域下水道事業会計

- ・人事異動後の現員現給の反映及び社会資本整備総合交付金の内示に伴う補正等

1) 収益的収支 3 百万円

2) 資本的収支 ▲204 百万円

3) 債務負担行為補正 287 百万円

うち追加分 260 百万円

変更分 27 百万円

令和4年度9月補正予算案
土木部公共事業総括表(一般会計、特別会計、流域下水道事業会計)

単位:百万円

事業区分		予算区分	補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後額 (C=A+B)	比較 (C/A)	
公共 (改良系)	補助公共	道 路	17,127	183	17,310	101%	
		河川・ダム	4,101	501	4,602	112%	
		砂 防	1,838	42	1,880	102%	
		港湾・空港	3,669	147	3,816	104%	
		街路・公園	2,204	128	2,332	106%	
		下 水 道	1,028	▲ 22	1,006	98%	
		住 宅	835	36	871	104%	
		文化財調査	11		11	100%	
		災害関連	1,586		1,586	100%	
	補助公共計			32,399	1,015	33,414	103%
	県単公共	道 路		678		678	100%
		河川・ダム		1,800	▲ 80	1,720	96%
		砂 防		491		491	100%
		港湾・空港		1,030	▲ 22	1,008	98%
		街路・公園		232	▲ 31	201	87%
		下 水 道		1,221	▲ 182	1,039	85%
		住 宅		105	▲ 35	70	67%
		地域整備促進等		498		498	100%
		災害関連		1,934		1,934	100%
県単公共計			7,989	▲ 350	7,639	96%	
公共計			40,388	665	41,053	102%	
維持修繕費	持補修繕 繕維	道 路	3,176	▲ 244	2,932	92%	
		補助維持修繕計	3,176	▲ 244	2,932	92%	
	県単維持修繕	道 路	5,633		5,633	100%	
		河川・ダム	1,654	▲ 100	1,554	94%	
		砂 防	448	▲ 8	440	98%	
		港湾・空港	108		108	100%	
		地域整備促進	956	▲ 159	797	83%	
	県単維持修繕計			8,799	▲ 267	8,532	97%
	維持修繕費計			11,975	▲ 511	11,464	96%
	公共+維持修繕費			52,363	154	52,517	100%
直轄負担金			7,060		7,060	100%	
災害復旧費			7,481		7,481	100%	
受託事業費			264	30	294	111%	
総合計			67,168	184	67,352	100%	

- 注 1) 社会資本整備総合交付金、防災安全交付金は補助公共に計上。
2) 砂防には、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業を含む。
3) 港湾・住宅には特別会計計上分を含む。
4) 下水道には流域下水道事業会計計上分(資本的支出の建設改良費)を含む。
5) 災害復旧費には、県単災害復旧費を含む。

令和4年度9月補正予算案 土木部課別予算額

(流域下水道事業会計を除く)

1. 一般会計

(単位：千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後額 (C=A+B)	比較 (C/A)
土木総務課	2,662,136	▲ 114,015	2,548,121	95.7%
技術管理課	487,798	20,133	507,931	104.1%
用地対策課	4,064,533	▲ 5,371	4,059,162	99.9%
道路維持課	13,739,783	▲ 97,628	13,642,155	99.3%
道路建設課	15,215,213	10,588	15,225,801	100.1%
高速道路推進課	5,313,415	4,372	5,317,787	100.1%
河川課	12,314,148	341,430	12,655,578	102.8%
斐伊川神戸川対策課	649,008	▲ 9,196	639,812	98.6%
港湾空港課	6,764,801	135,949	6,900,750	102.0%
砂防課	11,482,784	83,858	11,566,642	100.7%
都市計画課	3,277,255	142,757	3,420,012	104.4%
下水道推進課	739,883	▲ 2,326	737,557	99.7%
建築住宅課	1,110,521	▲ 4,624	1,105,897	99.6%
一般会計合計	77,821,278	505,927	78,327,205	100.7%

補正額の財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	その他の特定財源	一般財源	計
206,272	0	25,439	455,800	▲ 14,400	▲ 167,184	505,927

2. 特別会計

(単位：千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後額 (C=A+B)	比較 (C/A)
港湾空港課 (臨港地域整備特別会計)	1,425,123	2,517	1,427,640	100.2%
建築住宅課 (県営住宅特別会計)	3,185,028	54,275	3,239,303	101.7%
特別会計合計	4,610,151	56,792	4,666,943	101.2%

補正額の財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	繰入金	その他の特定財源	計
69,060	▲ 6,555	0	▲ 67,800	2,697	59,390	56,792

令和4年度9月補正予算案 債務負担行為補正 (流域下水道事業会計を除く)

債務負担行為の設定 13,555,116千円 (追加:7,012,000千円、変更:6,543,116千円)

〔一般会計:追加分〕

事 項 (事 業)	期 間 (年 度)	限 度 額 (千 円)	内 容	
			箇 所・概 要	位 置
社会資本整備総合交付金事業費	4~6	4,650,000	国道186号外 県内一円 除雪機械 250,000千円	全 県
			(主)津和野田万川線 田二穂工区 トンネル工 4,000,000千円	津和野町
			松江熊野線 鍛冶橋橋梁下部工 400,000千円	松江市
道路規制情報システム整備事業費	4~10	200,000	道路規制情報システム システム開発及び運用保守 200,000千円	全 県
国庫国道道路改良事業費	4~5	150,000	国道431号 松江北道路 測量調査設計 150,000千円	松江市
国庫国道道路改良事業費	5	940,000	国道431号 大野2工区 盛土工 50,000千円	松江市
			ほか8件	
ダムメンテナンス事業費	5	155,000	美田ダム ダム管理制御処理設備更新 140,000千円	西ノ島町
			ほか1件	
県単河川総合開発事業費	5	180,000	矢原川ダム 建物移転補償 180,000千円	益田市
島根県水防情報システム開発及び運用保守事業費	4~10	521,000	水防情報システム システム開発及び運用保守 521,000千円	本 庁
県単港湾事業費	5	50,000	西郷港 小田地区 基礎捨石 50,000千円	隠岐の島町
港湾メンテナンス事業費	5	30,000	益田港 高津地区 離岸堤修繕 30,000千円	益田市
県単急傾斜地崩壊対策事業費	4~5	30,000	月形神社地区 急傾斜 掘削工、法枠工 30,000千円	安来市
災害対応緊急地すべり対策事業費	4~5	20,000	唐川2地区 地すべり 法枠工 20,000千円	出雲市
県単急傾斜地崩壊対策事業費(現年災)	4~5	36,000	釜浦地区 急傾斜 法枠工 36,000千円	出雲市
国庫街路道路改良事業費	5	50,000	新庄飯田線 舗装工 50,000千円	雲南市

〔一般会計:変更分〕

事 項 (事 業)	期 間 (年度)	限 度 額 (千円)	内 容	
			箇 所・変更内容	位 置
社会資本整備総合交付金事業費	4~5	2,975,000 (1,175,000)	(一)斐川上島線 武部2工区 トンネル工 0千円 → 1,800,000千円(+1,800,000千円)	出雲市
社会資本整備総合交付金事業費	5	7,778,816 (5,415,000)	(主)松江島根線 桧山西トンネル トンネル非常用設備工 0千円 → 30,000千円(+30,000千円)	松江市
			(主)出雲三刀屋線 上塩冶工区 盛土工 0千円 → 60,000千円(+60,000千円)	出雲市
			国道488号 広瀬工区 護岸工 0千円 → 50,000千円(+50,000千円)	益田市
			佐陀川 地盤改良工 0千円 → 100,000千円(+100,000千円)	松江市
			益田港 高津地区 防波堤(北) 200,000千円 → 400,000千円(+200,000千円)	益田市
			本郷川 砂防 ブロック積工 0千円 → 50,000千円(+50,000千円)	浜田市
			浜山公園 野球場ナイター照明工事 0千円 → 200,000千円(+200,000千円)	出雲市
			ほか21件	
社会資本整備総合交付金事業費	5~6	778,000 (328,000)	神門通り線(2工区) 宇迦橋 橋梁上部工 0千円 → 450,000千円(+450,000千円)	出雲市
道路メンテナンス事業費	5	550,000 (335,000)	(一)多伎江南出雲線 古志大橋 橋梁修繕工 0千円 → 130,000千円(+130,000千円)	出雲市
			ほか3件	
道路橋梁維持修繕費	4~6	410,500 (321,200)	国道431号外248線 道路パトロール外部委託 321,200千円 → 410,500千円(+89,300千円)	全県
大規模特定河川事業費	5	1,040,000 (320,000)	赤川 取水用設備設置工 0千円 → 480,000千円(+480,000千円)	出雲市
			ほか2件	
受託事業費	5	76,000 (36,000)	佐陀川 地盤改良工 0千円 → 40,000千円(+40,000千円)	松江市
県単河川維持修繕費	4~5	85,000 (50,000)	重栖3号樋門 樋門修繕 0千円 → 10,000千円(+10,000千円)	隠岐の島町
			ほか6件	
ダム管理事業費	4~5	261,300 (161,300)	布部ダム 取水放流設備更新 0千円 → 100,000千円(+100,000千円)	安来市
河川総合開発事業費	5	510,000 (220,000)	矢原川ダム 護岸工 0千円 → 30,000千円(+30,000千円)	益田市
			ほか3件	
港整備交付金事業費	5	280,000 (50,000)	西郷港 小田地区 基礎捨石 0千円 → 100,000千円(+100,000千円)	隠岐の島町
			ほか2件	
特定土砂災害推進対策事業費	5	290,000 (80,000)	湯屋谷川 砂防 橋梁工 0千円 → 100,000千円(+100,000千円)	出雲市
			ほか3件	

繰越明許費の状況

【一般会計】

(単位：千円)

事業名	予算額	繰越限度額		繰越率	繰越額の理由別内訳					
		9月補正			補助決定遅延	用地買収遅延 (補償処理困難)	資材入手 困難	関連事業 遅延	計画変更 設計変更	
補助公共	道路	17,309,537								
	河川・ダム	4,601,823								
	砂防	1,880,205								
	港湾・空港	3,243,517								
	街路・公園	2,331,816								
	下水道	6,955								
	住宅	8,000								
	文化財調査	11,237								
	災害関連	1,586,400								
補助公共計	30,979,490									
県単公共	道路	678,022								
	河川・ダム	1,720,520								
	砂防	491,209								
	港湾・空港	922,875	1	90,000	9.8%			1	90,000	
	街路・公園	201,793								
	住宅	34,440								
	地域整備促進等	498,093								
	災害関連	1,933,772								
県単公共計	6,480,724	1	90,000	1.4%			1	90,000		
維持修繕	道路	8,563,979								
	河川	1,554,073								
	港湾・空港	108,201								
	砂防	440,221								
	地域整備促進	797,152								
維持修繕計	11,463,626									
直轄事業負担金	7,060,001									
災害復旧	7,481,015									
受託	道路	64,700								
	河川	205,947								
	街路	13,530								
	受託事業計	294,677								
その他	14,567,672									
合計	78,327,205	1	90,000	0.1%			1	90,000		

【特別会計】

事業名	予算額	繰越限度額		繰越率	繰越額の理由別内訳				
		9月補正			補助決定遅延	用地買収遅延 (補償処理困難)	資材入手 困難	関連事業 遅延	計画変更 設計変更
臨港地域整備特別会計	1,427,640								
県営住宅特別会計	3,239,303								

令和4年度9月補正予算案 流域下水道事業会計

1. 主な補正内容

(1) 収益的収支

- ① 営業費用 3百万円
 ・人事異動による職員給与費の増

(2) 資本的収支

- ① 建設改良費 ▲ 204百万円
 ・社会資本整備総合交付金事業の国の予算内示に伴う減

2. 収支見込み

(単位：千円、税込み)

科目等		補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後の額 (C=A+B)	概要等	
収益的収支	流域下水道事業収益	営業収益	2,054,279	0	2,054,279	
		営業外収益	2,467,403	▲ 102	2,467,301	一般会計からの補助金
		収益計(a)	4,521,682	▲ 102	4,521,580	
	流域下水道事業費用	営業費用	4,354,754	2,819	4,357,573	職員給与費
		営業外費用	125,196	0	125,196	
		予備費	2,000	0	2,000	
		費用計(b)	4,481,950	2,819	4,484,769	
	収 支(a-b)		39,732	▲ 2,921	36,811	
(当期損益)		(71,020)	▲ 2,835)	(68,185)	() は税抜き	

科目等		補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後の額 (C=A+B)	概要等	
資本的収支	資本的収入	企業債	914,152	▲ 85,600	828,552	
		国庫補助金	654,820	▲ 24,931	629,889	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金
		他会計補助金	412,561	▲ 186	412,375	一般会計からの補助金
		建設費負担金	745,780	▲ 84,846	660,934	
		収入計(c)	2,727,313	▲ 195,563	2,531,750	
	資本的支出	建設改良費	2,260,709	▲ 204,192	2,056,517	交付金事業 ▲22百万円 県単事業 ▲182百万円
		企業債償還金	674,526	0	674,526	
		預り金返還金	62,676	0	62,676	
		予備費	5,000	0	5,000	
		支出計(d)	3,002,911	▲ 204,192	2,798,719	
補 填(e)		275,598	▲ 8,629	266,969	損益勘定留保資金 ほか	
収 支(c-d+e)		0	0	0		

3. 債務負担行為補正

債務負担行為の設定 287,000千円（うち追加 260,000千円、変更27,000千円）

事 項 (事業)	期間 (年度)	限度額 (千円)	備 考
汚泥処分業務	R4～R6	662,000	
東部処理区幹線管渠調査・点検業務	R4～R5	(60,000 0)	追加
東部浄化センター特高受変電設備改築工事	R4～R5	(50,000 0)	追加
東部浄化センター水処理更新工事	R5	346,000	
東部浄化センター返流水槽攪拌機更新工事	R5	(198,000 171,000)	変更 (+27,000千円)
東部浄化センター最終沈殿池3-1系汚泥掻寄機更新工事	R5	60,000	
西部処理区幹線管渠調査・点検業務	R4～R5	(30,000 0)	追加
西部浄化センター水処理棟・用水棟電気設備改築工事	R5	480,000	
西部浄化センター用水棟消毒設備改築工事	R5	90,000	
西部浄化センターNo.3-1, 2汚泥貯留槽攪拌機更新工事	R5	(120,000 0)	追加
計		2,096,000 (1,809,000)	

※括弧書きは、変更前の限度額

新型コロナウイルス感染症に伴う業務見直し状況（主な中止・延期等業務）

令和4年9月30日・10月3日
建設環境委員会資料
土木部土木総務課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大と、その対応業務へ多くの職員を従事させる必要があったため、

① 中止、延期した事業・イベント（対外的なもの）

部局名	所属名	事業・イベント	対応方針（見直し内容）	
土木部	技術管理課	島根県公共土木施設長寿命化計画（H27～R6）の中間改定	R4中止	令和4年度に予定していた中間改定を取り止め

② 中止、延期した内部業務（県の組織内に加え他県等との業務を含む）

部局名	所属名	内部業務	対応方針（見直し内容）	
共通	共通（土木総務課）	R5当初予算新規拡充事業の検討など	延期・縮小等	昨年度夏頃に行った事前検討の検討時期を後ろ倒し
土木部	土木総務課	公共事業契約業務連絡協議会研修会、職員との意見交換会	延期・縮小等	7月に実施を予定していた意見交換会の中止、秋頃に予定していた研修会の開催を延期するなど、見直し
土木部	技術管理課	工期変更協議マニュアル作成、工期検討研修会	延期・縮小等	マニュアル作成の完了目標を令和4年度から令和5年度に延期し、併せて令和4年度に予定していた研修会の開催を令和5年度に延期するなど、見直し
土木部	用地対策課	島根県統合型GIS操作研修会、開発協議等事務担当者研修会	延期・縮小等	7月～8月に予定していた研修会の開催を中止又は延期するなど、見直し
土木部	道路維持課	道路維持担当課長会議	R4中止	令和4年度前半に予定していた会議の開催を令和5年度に延期
土木部	斐伊川神戸川対策課	斐伊川神戸川流域市町連絡会議、斐伊川神戸川治水対策プロジェクトチーム打合せ会議	延期・縮小等	7月に予定していた会議の開催を延期するなど、見直し
土木部	港湾空港課	港湾施設健全度判定委員会、港湾漁港研修、中国地区県管理空港事務所長・担当者会議	延期・縮小等	7月に予定していた会議、研修会の開催を延期するなど、見直し
土木部	県土整備事務所等（一部）	優良工事等合同表彰式	R4中止	7月に実施を予定していた表彰式を中止。賞状、記念品は郵送
土木部	県土整備事務所等（一部）	所内課長会議、所内技術会研修会、ドローン操作演習	延期・縮小等	7月の所内会議等の中止、研修会の開催を延期するなど、見直し

島根県土木部の取組（県土整備事務所等版）の作成・公表について

令和4年5月定例会建設環境委員会において報告した「島根県土木部の取組（令和4年度）」（以下、「土木部の取組」）について、県土整備事務所等ごとに作成し、公表しました。

1. 掲載内容

- ・主な事業箇所（農林系事業も含む）、その他の取組（ソフト系など）
- ※「土木部の取組」を参考に、各県土整備事務所等で作成（2. も同じ）

2. 掲載情報（例）

- ・箇所（工区）名、事業概要、事業箇所、整備効果、図面、写真、令和4年度の事業内容

3. 基本的な取り扱い

- ・各県土整備事務所等のホームページに掲載
- ・毎年度当初（5月末頃まで）に更新

4. 参考事例

- ・別紙のとおり（松江県土整備事務所（一部））

<構成・目次>

[道路] P1~5

- ①一般国道431号 松江北道路<高規格道路>
- ②一般国道431号(万原工区)
- ③一般国道432号(古志原・大庭BP工区)
- ④一般国道431号(森山西工区)
- ⑤一般国道431号(大野2工区)

[街路] P6~7

- ①都市計画道路 松江熊野線(新大橋・鍛冶橋工区)
- ②都市計画道路 揖屋馬潟線(2工区)

[河川] P8

- ・一級河川斐伊川水系 中川

[砂防] P9~10

- ①砂防事業 柿谷D・野波D
- ②急傾斜地崩壊対策事業 石野E地区

[維持・管理] P11~12

インフラの強化・修繕の取組

- ・災害防除事業の推進
- ・橋梁耐震補強事業の推進

[中山間整備] P13

- ・安来地区 中山間地域農業農村総合整備事業

[水利] P14

- ・西潟ノ内地区 水利施設等保全高度化事業

[ほ場整備] P15~21

- ①西谷上地区 農業競争力強化農地整備事業
- ②大野地区 農地中間管理機構関連農地整備事業
- ③吉田地区 農業競争力強化農地整備事業
- ④宇賀荘第三地区 農業競争力強化農地整備事業
- ⑤下山佐地区 農地中間管理機構関連農地整備事業
- ⑥古曾志地区 農地中間管理機構関連農地整備事業
- ⑦飯梨地区 農業競争力強化農地整備事業

[ため池整備] P22~23

- ①井頭2号地区 農村地域防災減災事業
- ②寺領地区 農村地域防災減災事業

[農道整備] P24

- ・大郷地区 農村地域防災減災事業

[地すべり] P25

- ・農地地すべり対策の推進

[治山事業] P26

- ・山地災害対策の推進

[林道整備] P27

- ・上来待線 林業専用道路整備事業

[危機管理] P28~29

- ・①防災訓練 ②点検

令和4年度 松江県土整備事務所

令和4年度 松江県土整備事務所 主要事業説明資料

道路②

一般国道431号 (万原工区)

全体事業費 1,640百万円
R4予算額 140百万円

【事業概要】

事業進捗率 (R3末時点) 61%

- ・国道431号は、鳥根県出雲市から鳥取県米子市を結ぶ広域幹線道路です。
- ・事業箇所は、万原地区の連担区間であるが、車道、歩道ともに狭く大型車の離合が困難なほか、歩行者等と自動車が交錯する危険な状況を回避するため、バイパス方式による道路改良を行います。
- ・今年度は改良、舗装、承水路堤の護岸工事を行います。

【事業箇所】

松江市長海町～
美保関町下宇部尾



【R4事業内容】

- ・改良・舗装・護岸工

【期待される整備効果】

- ・バイパスによる通行車両のシフトにより、万原地区の安全・安心な道路を確保します。
- ・中海北部周遊サイクリングコースの一部であるため、路肩幅員を広げて自転車の走行をスムーズにします。
- ・災害時の物資輸送路/避難路の確保により、第一次緊急輸送道路としての機能強化が図られます。

まつえ くまの しんおおはし かじばし
(都) 松江熊野線 (新大橋・鍛冶橋工区)

全体事業費 11,000,000千円
 R4 予算額 103,000千円

【事業概要】

事業進捗率 (R3末時点) **15.6%**

- ・新大橋、鍛冶橋は、松江市の南北を結ぶ緊急輸送道路の橋梁であるが、両橋梁とも架設後約90年が経過しており、現在の耐震基準を満たす新橋として架け替えるものである。
- ・当該橋梁は、歩道幅員が1.5mと狭く、歩行者と自転車とが混在している状況であることから、安全な通行空間を確保するため、歩道を拡幅し、新たに自転車専用通行帯を設置します。

【事業箇所】

松江市南田町～伊勢宮町地内



【R4 事業内容】

- ・本工事(鍛冶橋) 1式
- ・用地補償 1式
- ・調査設計 1式

【期待される整備効果】

- ・耐震基準を満たす橋梁に架け替えることにより、平時より緊急輸送道路の耐災性を高め、災害発生時における緊急車両の円滑な輸送が確保される。
- ・歩道の拡幅及び自転車専用通行帯の新設により、歩行者や自転車利用者の安全な通行空間が確保される。

ひしかわ なかがわ
斐伊川水系 中川 (防災安全交付金事業・大規模特定河川事業)

全体事業費 8,180,000千円
 R4 予算額 160,000千円

【事業概要】

事業進捗率 (R3末時点) **71.4%**

- ・中川は、河道が狭小なため毎年のように浸水被害が頻発しており、特に昭和47年の梅雨前線豪雨では浸水面積66ha、床上浸水168戸、床下浸水412戸、近年では平成18年に浸水面積20ha、床上浸水6戸、床下浸水88戸の甚大な被害を被っています。
- ・このことから、家屋浸水解消のため平成18年洪水に対応した河川断面を確保し、併せて上流域において、放水路を整備することにより流域全体の治水安全度を早期に向上させます。

【事業箇所】

松江市黒田町～春日町地内



【R4 事業内容】

- ・用地補償一式
- ・橋梁上部工1橋
- ・橋梁下部工1橋

【期待される整備効果】



平成18年洪水時の状況



医療・福祉拠点の保全 **（柿谷D・野波D）**（事業間連携砂防等事業等）

全体事業費 300百万円
R4予算額 15百万円

【事業概要】

事業進捗率（R3末時点）19%

・柿木D及び野波D（松江市島根町野波）は、山腹の浸食や荒廃が進んでおり、土砂災害警戒区域（土石流）の区域内に介護老人福祉施設をはじめ、（主）松江鹿島美保関線などの保全対象も在ることから、土石流や流木対策として砂防堰堤2基の整備を進めます。今年度から、用地買収に着手します。

【事業箇所】

松江市島根町野波



【R4事業内容】

・用地測量、用地買収

【期待される整備効果】

・医療福祉拠点である24時間滞在型の要配慮者利用施設と（主）松江鹿島美保関線の安全確保が期待されます。

にしだにかみ

西谷上地区 農業競争力強化農地整備事業

全体事業費 816,451千円
R4予算額 116,000千円

【事業概要】

事業進捗率（R3末時点）77.6%

・本地区は昭和50年頃に区画整理を実施、昭和60～62年に揚水機場及び用水パイプラインを整備しているが、区画は15～20a、耕作道路も狭小なため、大型機械による営農が困難であり、農業生産法人の経営規模の拡大が困難な状況である。また、農業従事者の高齢化が進み、農業生産法人による営農を希望されていることから、ほ場を大区画に整備し、農業生産法人へ農地の集積を図る。

【事業箇所】

松江市西谷町

【事業計画】

平成30年度～令和6年度
・区画整理 17.5ha
・暗渠排水 17.5ha

【令和4年度事業内容】

・区画整理 4.6ha
・暗渠排水 9.2ha



整備済みの農地



揚水機場の更新



【期待される整備効果】

・区画や道路の拡大、用排水施設や暗渠排水の整備により、大型機械による営農が可能となり、生産コストの低減、農業生産性の向上が図られ、農業生産法人の規模拡大が期待される。
・農業生産法人へ農地を100%集積することにより、農業経営の安定化が図られる。

大郷地区 農村地域防災減災事業

全体事業費 833,400千円
R4予算額 100,000千円

【事業概要】

事業進捗率 (R3末時点) 69.0%

- ・大郷農道は伯太町峠之内と広瀬町宇波をつなぎ、周辺集落の連携を図る道路です。
- ・本道路は、豪雨等で過去に幾度となく法面の小崩壊が発生し、かつ道幅も狭いため、緊急時の避難路としての利用に不安の声があり、また、小型車両で農作物を輸送する事を余儀なくされています。
- ・本事業で道路の拡幅工事を行うことによって、緊急避難路としての活用がなされるとともに中型車両の走行が可能になり輸送コストの削減が図られます。

【事業箇所】

安来市伯太町峠之内

【事業計画】

- ・H28～R6
- ・L=1823m
- ・農道改良

【R4年度事業内容】

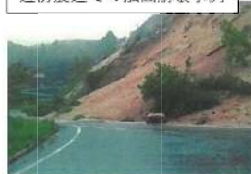
- ・橋梁上部工 1橋
- ・附帯工 1式



既存橋梁 (幅員狭小)



近傍農道での法面崩壊事例



【期待される整備効果】

- ・道路を拡幅することにより、緊急時の避難路、効率的な農作物輸送に活用されることが期待されます。

防災訓練 (風水害) の実施

危機管理①

梅雨・台風等に備え、集中豪雨による大規模災害発生を想定した防災訓練を実施

開催日時：令和4年5月31日 (火) 13:05～16:40

- 訓練概要：
- 豪雨災害時における初動体制の確保、職員一人一人の役割分担を明確化し、関係機関との連携の下、災害対応能力の向上を図る
 - 被災状況の情報収集が、迅速に実施されるかを検証する
 - 建設業協会会員各社と連携し、情報伝達訓練及び被災状況確認を実施する
 - UTMグリッド座標管内図を使用し被災位置を特定する



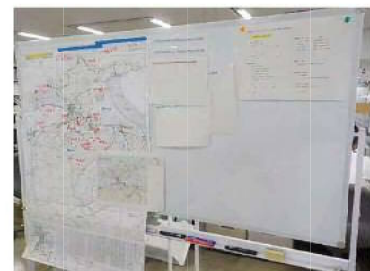
【訓練】松江県土整備事務所内会議 開催状況

被災想定：国道・県道（崩土、路肩崩壊）、河川（護岸倒壊）、山崩れ（土砂災害）、ため池（法面崩壊）等

参加団体：松江地区建設業協会・協会会員各社、安来建設業協会・協会会員各社
松江県土整備事務所、広瀬土木事業所、宍道湖流域下水道事務所

その他：コロナ対策の為、人の接触を最小限にし、訓練を行いました

令和3年7～8月に発生した災害を教訓に実践的な訓練としました



【訓練】状況把握ボード

下半期には、地震を想定した訓練を行います

益田市高津川かわまちづくり計画について

1. 「かわまちづくり」支援制度の概要 参考

「かわまちづくり」とは、市町村や地域住民等と河川管理者が各々の取組みを連携することにより「河川空間」と「まち空間」が融合した良好な空間を形成し、河川空間を活かして地域の賑わい創出を目指す取組です。

この取組に対し、河川管理者が、親水護岸などのハード整備や、地域のニーズに応じて河川空間の多様な利用を可能とするなどのソフト対策の支援を行う制度です。

2. 益田市高津川かわまちづくり計画 別紙

(1) 概要

「自転車における健康増進」と「拠点における賑わい創出」を目標に掲げ、高津川を周遊できる新たなサイクリングコースの整備、マルシェや水辺キャンプなどの新たな取組みを可能とする拠点整備を行い、地域活性化を図ります。

(2) 推進主体

益田市、益田市高津川かわまちづくり利活用推進協議会（仮称）

(3) ハード施策

国土交通省：河川管理用通路、親水護岸、階段護岸 等
益田市：案内看板、サイクルスタンド、トイレ改修 等

(4) ソフト施策

国土交通省：都市・地域再生等利用区域の指定 等
益田市：サイクリングマップ作成 等

(5) 総事業費：約6億円（予定）

(6) 事業期間：令和5年度～令和14年度（10年間）（予定）

整備期間：令和5年度～令和9年度
モニタリング期間：令和10年度～令和14年度

(7) 経過

令和4年8月9日「益田市高津川かわまちづくり計画」の登録（国土交通省）

3. その他

県内4箇所目の登録

- ・宍道湖・大橋川かわまちづくり（令和2年3月13日登録）
- ・木次地区斐伊川かわまちづくり（平成31年3月8日登録）
- ・出羽川かわまちづくり（平成21年5月22日登録、平成28年3月28日変更）

ますだしたかつがわ ますだし
「益田市高津川かわまちづくり」(島根県益田市)

対象河川：一級河川 高津川水系高津川、匹見川【国管理河川】

市町村名：島根県益田市

推進主体：益田市、益田市高津川かわまちづくり利活用推進協議会(仮称)



1. 概要

益田市では、「益田市自転車活用推進計画」に基づき、自転車を活用した健康でこころ豊かなライフスタイルへの転換が推進されています。また、地域住民が主体となり、地域の伝統行事である流鏝馬神事やいかだ流し、カヌー・カヤックなど、高津川の豊かな自然環境を活かした各種イベントが年間を通じて開催されるなど、地域の賑わいづくりに取り組んでいます。

このような取組を充実させるため、本計画では、「自転車における健康増進」と「拠点における賑わい創出」を目標に掲げ、高津川を周遊できる新たなサイクリングコースの整備、マルシェや水辺キャンプなどの新たな取り組みを可能とする拠点整備を行い、地域活性化を図ります。

国土交通省では、この取組に対し、必要な河川管理施設の整備のほか、河川空間において営利活動を実施する場合には、河川占用敷地許可準則第22条に基づく、都市・地域再生等利用区域指定等の支援を実施していきます。

2. ハード施策の内容

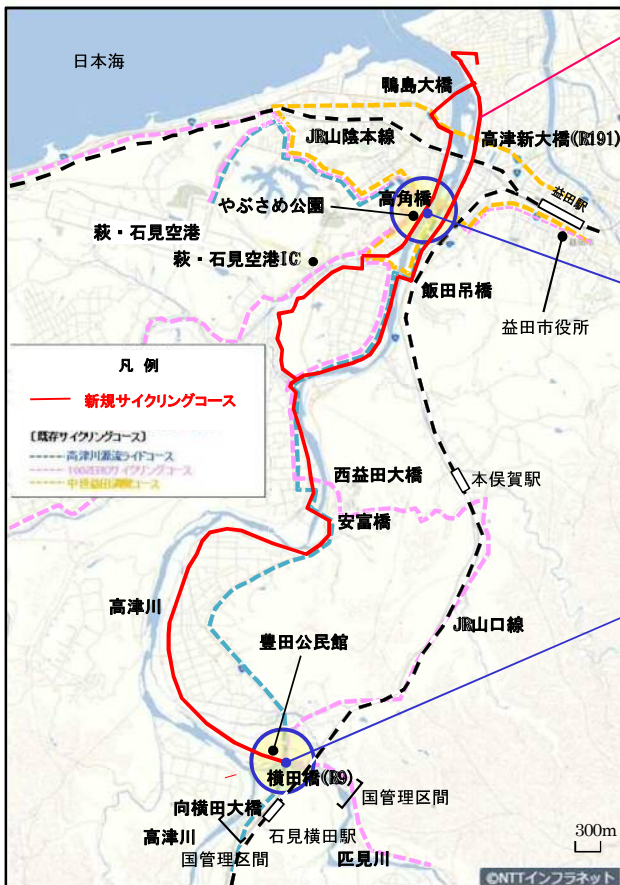
国土交通省：河川管理用通路、親水護岸、階段護岸 等

益田市：案内看板、サイクルスタンド、トイレ改修 等

3. ソフト施策の内容

国土交通省：都市・地域再生等利用区域の指定 等

益田市：サイクリングマップ作成 等



※今後、工事实施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合があります。

(余白)

かわまちづくり支援制度の概要

参考

出典：国土交通省中国地方整備局記者発表資料(R4. 8. 9)

河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す。

令和4年8月時点(全国) : 252地区
 令和4年8月時点(中国地方): 17地区

ソフト施策による支援

- ・都市・地域再生等利用区域の指定等による民間事業者等のオープンカフェ等への河川空間の多様な利活用の促進
- ・優良事例に関する情報提供や必要な調査等により、計画の実現を支援

都市・地域再生等利用区域の指定の適用事例



遊歩道の民間活用
 (道頓堀川／大阪市)



オープンカフェの設置
 (京橋川／広島市)

先進的な取組の情報提供



民間事業者の参加
 (信濃川／新潟市)



賑わい拠点の整備
 (木曾川／美濃加茂市)

ハード施策による支援

- ・治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理用通路や親水護岸等の施設整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援。
 (市町村、民間事業者が河川空間の利用施設を整備)



河川管理用通路の利用
 (最上川／長井市)



親水護岸の利用
 (新町川／徳島市)